

# 2015年度 岩手県立大学大学院総合政策研究科公共政策フォーラム in 仙台 『空き家対策における国法及び条例が果たし得る・果たすべき役割』

## 1 趣旨

人口の規模や密集度を問わず、全ての自治体において空き家対策が求められており、最終的には代執行による撤去・解体などの権限的行為も含めた政策法務的な対応が必要とされている。課題に敏感に反応する自治体では、条例等を制定する等、独自に対応を進めてきたところである。国としても放置できない課題として、2014年（平成26年）に空家等対策特別措置法を制定したところであるが、そのことが状況を複雑にしているように思われる。

これらの取組みにより所期の目的は望ましい姿で達成しているのか。空き家対策において、自治体及び国、とりわけ重要な意義を有する国法及び条例が果たし得る役割、あるいは果たすべき役割はどのようなものであろうか。両者の関係をどう捉え、どう連携したらよいのだろうか。自治体は条例を用いて、どこまで取り組むことが可能だろうか。

現在、全ての自治体とりわけ市町村が直面している空き家対策について、きわめて重要なツールである法と条例の関係に注目しながら議論し、本フォーラムの開催をさらなる自治体政策法務の実践の契機とする。

## 2 日時

平成27年12月12日（土）13:15～17:25

## 3 会場

東北大学公共政策大学院（片平キャンパス エクステンション教育研究棟）201A・B講義室

仙台市青葉区片平二丁目1-1 (<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/access/>)

## 4 日程

- 開場 12:45
- (1) 開会挨拶 13:15
- (2) 講演1 13:20～14:40（80分）  
「空き家対策における国と自治体の役割分担と連携」  
上智大学法科大学院長 北村 喜宣 氏
- (3) 講演2 14:40～15:40（60分）  
「空き家対策条例の適法性の範囲と今後の方向性」  
東京大学大学院法学政治学研究科教授 齋藤 誠 氏
- 休憩 15:40～15:55（質問票回収）
- (4) 討議等 15:55～17:25（90分）  
「空き家対策における国法及び条例が果たし得る・果たすべき役割」  
パネラー 北村 喜宣 上智大学法科大学院長  
齋藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
中原 茂樹 東北大学大学院法学研究科教授  
千葉 実 岩手県立大学特任准教授  
コーディネーター 齋藤 俊明 岩手県立大学大学院総合政策研究科教授
- (6) 閉会の挨拶 17:25

## 5 参加費用等

無料。

資料作成の都合上、参加申込みは11月27日（金）までをお願いいたします。

E-mailまたはFAXで、所属・氏名・連絡先（電話・E-mail）を記入の上、下記まで申込み下さい。E-mailの場合は、千葉・工藤双方にお送り下さい。

定員（200名程度）になり次第申込みを打ち切りますのでご了承願います。

## 6 実施主体

主催 岩手県立大学大学院総合政策研究科

共催 東北大学公共政策大学院

岩手県立大学地域連携本部

協賛 東北大学公法判例研究会

## 7 申込先・問合せ

岩手県立大学地域連携室 千葉 実、工藤 浩子

TEL : 019-694-3081

FAX : 019-694-3331

E-mail [minoru\\_c@ipu-office.iwate-pu.ac.jp](mailto:minoru_c@ipu-office.iwate-pu.ac.jp)

[kudou\\_h@ipu-office.iwate-pu.ac.jp](mailto:kudou_h@ipu-office.iwate-pu.ac.jp)